

## 令和元年度第1回鳥取市障がい者施策推進協議会（議事概要）

日時：令和元年8月21日（水）13:30～15:10

場所：障がい者福祉センター（さわやか会館）

発言者（会長：■ 委員：● 事務局：○）

### 1 開 会

### 2 障がい福祉課長あいさつ

（○）委員の委嘱期間は6月1日から令和3年の5月31日までの2年間。この協議会のいろいろな施策等について御審議等お願いしたい。

近年、国では障がい者差別解消法の施行、県では手話言語条例、あいサポート条例の制定というようなことで、障がい者をとりまく環境というのは大分変化をしてきている。

本市でも平成27年2月末に作成しました障がい者のてびきに、いつまでも暮らしたい鳥取市、ともに生きる地域づくりということを祈念理念とし、障がいの有無にかかわらず誰もがお互いを一人の個人として理解し、助け合うことにより住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の構築というものを目指して、障がい福祉施策に取り組んでいる。また、昨年2月に、第5期の鳥取市障がい者の福祉計画、それから第1期の鳥取市障がい児福祉計画に策定をした。

この障がい者計画は相談支援事業の充実・強化、それから就労及び就労定着への支援というものを重点項目にしています。障がい児計画のほうでは切れ目のない支援体制の構築というようなことを重点施策として取り組むようにしている。

昨年4月から鳥取市は中核市になった。県から多くの事務も移譲を受けて今年で2年目となり、保険所業務を初め、福祉関係では障がい者手帳の交付等を鳥取市で交付されるようになった。

また、新庁舎が、駅南のイオンの隣に建設中。今月末には一応建物のほう完成する予定。10月の半ばから随時引越しし、11月5日に全ての部署が移る予定。市民の皆様に満足いただける庁舎、それがサービスになるように、職員全員で取り組んでいきたい。

この協議会は、平成12年に設置した。この協議会では、障がい者計画に掲げられる施策について、計画の進捗状況や、施策の推進について御審議等お願いしたい。

### 3 委員紹介（自己紹介）

### 4 会長・副会長の選出（会長・副会長あいさつ）

（○）会長に鳥取市社会福祉協議会常務理事の田中委員、副会長に鳥取市手をつなぐ育成会の会長大谷委員に依頼。

(全員) 了承。

## (1) 鳥取市障がい者施策推進協議会について

(○) 資料1に沿って説明

(●) 意見なし

## (2) 障がいのある人の現状等について

(○) 資料2に沿って説明

(●) 自立支援医療の精神障がい者3,091人とこの手帳所持者、これは内訳か。

(○) ちょっと内訳ではなく、自立支援医療費を使われた方になる。

(●) 2,246人と3,091人を足し算して5,337人ってことか。

(○) 精神保健福祉手帳の所持者数は、精神保健福祉手帳の申請をされて手帳を所持されている方。この自立支援医療受給者証、精神通院医療の所持者数は、手帳を取得されている方もいますし、手帳を取得されていない方で精神の病院のほうに通院をしている方もある。

(●) 精神障がい者はどの数字をもって判断すればよいか。

(○) 上げている数字は、市で把握している精神保健手帳を持っている方。精神の自立支援医療の受給者証、精神通院医療の受給者証を持っている方の数字は、精神の通院しとられる方の中に手帳を持っておられる方の中には手帳を持っておられない方もある。

(●) 3,091人の中に手帳所持者2,246人が入ると、含まれるという解釈でよろしいか。

(○) 基本的にはそういう解釈でよい。

(●) 5,000人と7,000人とではコストも随分違うと思う。

(○) カウントは精神医療を使われ、自立支援のほうを使われる方は約3,000人。それに対して支援をさせていただいている。

(●) 精神疾患は曖昧であり、当事者の問題がある。可能な限り実態を掴んでいただきたい。

(○) 手帳の所持数が2,246人で自立支援3,091人で把握している。

(●) 知的障がいと精神障がいの区分、定義を御説明していただきたい。

(●) 療育手帳の場合、知的障がい、療育手帳を持っていますけども、これは成人するまで大体18歳までに知的に何らかがある方を療育手帳の所持者と、成人してからにつきましては身体障がいに入ります。それで、交通事故であったり、脳梗塞であったりいろんなことで知的、頭のほうの損傷とかいろいろそうして、その知的面がある場合は高次機能障がいということになりますので、知的障がい者ということであるという療育手帳所持者については、多くは産まれたときに何らかがあった子どもというふうに判断をしていただければよい。精神さんのほうは家族会さんのほうが詳しいですのでお願いします。

(●) 精神の場合には1つではない。何らか障がいを持っている。精神の場合には、2つ段階でおおむね中学校、高校、一番多いのは二十歳前後、それから20代にそれぞれの精神疾患を発症している。発症の時期が違う。

(●) 最近では産まれて、あるいは途中の精神のというようなことの変化があり、現代病とし

たらうつ病ということは一体どういうか。

- (●) 入るけど、うつ病とは違う。
- (●) 精神になるのか、手帳を持ってないからどうなるのかとかいろいろあるが、知的障がい、精神障がいの区分、区別ぐらいは、我々は知っておかないといけない。
- (●) あんまり難しく考えてなくても、成人するまでに、知的である場合があるので、申請すると療育手帳になりますよという、それから以降につきましては知的の障がいが出て療育手帳ではなく、身体障がい者手帳の高次機能障がいに、どちらでもなる。精神は知的面ではない部分から発生するというで捉えていただければよい。
- (●) ②年齢別手帳所持者数の推移、これの中に24年度から29年度までは65歳以上は斜線になっているが、30年から以降は記載があります。これを単純にそうなりますと、24年度の65歳以上はいないということになる。何か注意、付記、例えば24年度は18歳以上65歳未満の中に65歳以上も含まれていますよという注記かなんかわかるような表記が必要ではないか。
- (○) 次回は18歳以上65歳未満の中に65歳も含まれるような記載でさせていただく。

### (3) 令和元年度 鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業

- (○) 資料3について説明
- (●) 聴覚障がい者でなければ補聴器の補助は出ないのか。
- (○) 障がいの方は出ます。障害手帳を所持者は支給対象になる。
- (●) 手帳を持っておいたら誰でもいいですか
- (○) 身体障がいの聴覚障がいでないでないと支給はできない。
- (●) 日常生活用具事業は、事業の概要に「障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ」と書いてあるが障がい手帳の有無は関係あるか。
- (○) 用具によって対象が決まっている。
- (●) 相談員設置事業費について、精神障がい事業名身体・知的障害に入っていないがなぜか。また、知的・身体の方の相談の内容の管理について教えてほしい。精神科救急医療体制整備事業について予算額が少ないが間に合っているか。ひきこもりが全くこの議題に中に上がっていないがどうしてか。
- (○) 最初に身体・知的障害者相談員設置事業費ですが、市の予算計上するときの事業名であり、当初はこの題名で予算計上している。事業名を変更するのは年度当初のときのため、6月補正では変更できない。次年度の予算要求時に事業名を変えていきたいと考えています。
- (○) 身体障害者相談員と知的障害者相談員の報告は毎月来ている。すぐ対応しないといけない分に対しては連絡を取って、必要であれば道路を直してもらったり対応している。
- (○) 精神科救急医療体制整備事業費ですが、医療費の関係等は、県のほうで予算化していません。救急指定病院として、医療センターと渡辺病院に週2回と週5日に分けて対応をしていただいている。救急に係る医療の予算は県で見られている。  
ひきこもりは、今回の資料の予算の中では上げてないが、ひきこもりの対策の予算を計

上している。9月の補正予算で、1人分の相談員を市として設置するという事で予算化している。

- (●) ひきこもりの人に対して、その支援体制は足りているのか。
- (○) 県でも6月補正で、1人分の西部に対する相談員を増員されているが、やはり体制としては少し難しいため、かなり長期化している。保健所でも保健師が家庭訪問したりとか、家族教室を開催したりして対応をしているところである。
- (●) ひきこもりの関係だが、この会は、障がい福祉計画をどうするかである。障害の手帳をお持ちの方でひきこもりの方の支援は、この計画の中の何かしらの福祉サービスなり、居場所なりのところで議論をしていく必要があるかもしれないが、医療にも障がいでもないひきこもりの方の対策は、別に考えていけない部分じゃないかなと思う。  
障がい者の枠とひきこもりの方とは別と思う。障がい福祉計画とは別の議論じゃないかなと思う。
- (●) ひきこもりから精神障がい者になる人も多い。
- (●) 見捨てる話ではない。
- (●) 鳥取市の引きこもり者は200何人というものを年末に出された数字はどこで出たか。
- (○) ひきこもりの実態調査については、各民生委員に依頼をして、民生委員が把握している数を上げている。これは、県内全体が同じ調査の方法でやっている
- (●) 例えば、サンプル的に校区別に拾って実態調査をやっていくような手法をしてほしい。
- (■) 今日のところは問題提起をいただいたということにさせていただく。
- (●) 差別解消法権利擁護の推進4万9,000円はなにか。
- (○) 障がい者差別解消推進事業費の4万9,000円は、パンフレット代です。

#### (4) 精神障がい者相談員の設置について

- (○) 資料4について説明
- (●) 質問なし